

農業構造の展望

食料・農業・農村基本法（基本法）においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている（同法第21条）。

我が国の人口がかつてない高齢化・減少局面にあり、農業就業者数が引き続き減少すると見込まれている中、将来にわたって持続可能な力強い農業を実現し、農業の競争力を強化していくことが喫緊の課題である。このため、今回の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、基本法に基づき、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにする。

その際、多様な経営体が我が国の農業を支えている現状を踏まえ、中山間地域等における地理的条件や、生産品目の特性など地域の実情に応じ、家族・法人の別など経営形態にかかわらず、経営改善を目指す農業経営体を担い手として育成する。

担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、持続的に農業生産を行い、担い手とともに地域社会を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮していく。また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要がある。

また、人口減少局面で農業の持続的発展を図っていくためには、農業労働力の確保がますます重要となる。他産業との人材獲得競争も激化することが予想される中、世代間バランスの取れた農業構造の確立に向け、農業労働力の見通しについても併せて提示する。

食料・農業・農村基本法 ー抜粋ー

（望ましい農業構造の確立）

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて、「担い手」とする。

ここで、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、

- (1) 「認定農業者」
- (2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
- (3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

をいう。

これらの経営体については、家族・法人の別など経営形態にかかわらず、経営所得安定対策、融資等の施策により、効率的かつ安定的な農業経営となることを支援していく。

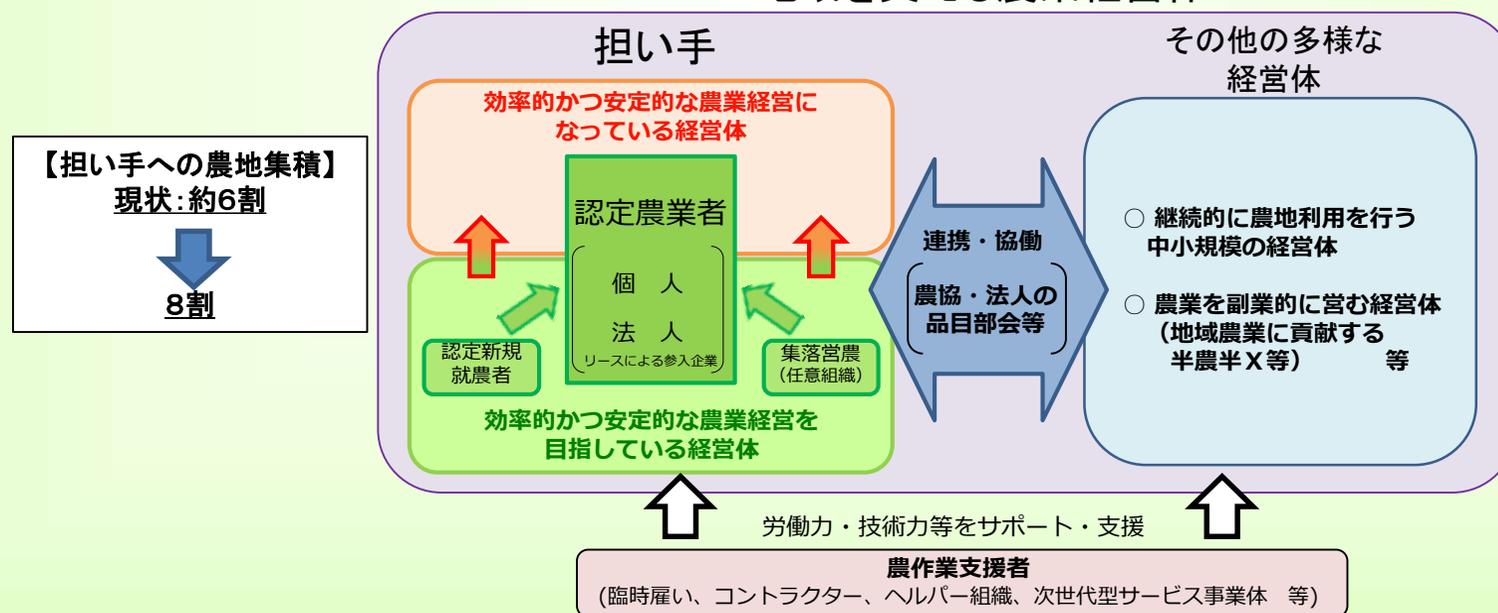
その上で、農地バンクの発足（平成26年（2014年））以降、担い手への農地の集積率が約6割まで上昇している中、基本法第21条を踏まえ、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指す。

その際、

- (1) 中山間地域等の地理的条件や、生産品目の特性など地域の実情に応じて進めていくとともに、
- (2) 担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、担い手とともに地域を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮していく。

また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要がある。

地域を支える農業経営体



農業労働力の見通し

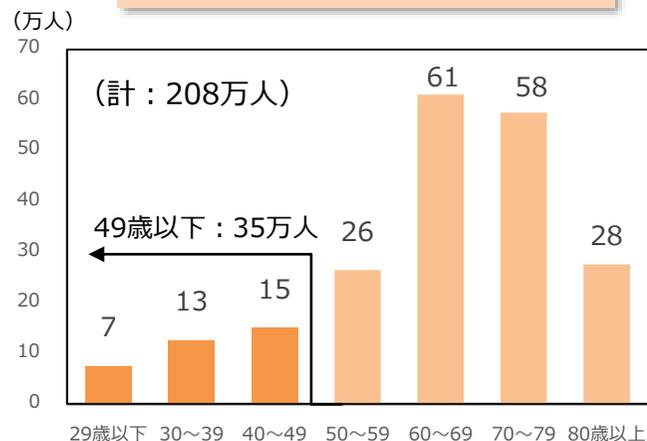
農業就業者数の試算

農業就業者(基幹的農業従事者、雇用者(常雇い)及び役員等(年間150日以上農業に従事))について、近年のすう勢を基に試算を行った令和12年(2030年)における農業労働力の見通しは、次のとおりである。

これまでの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12年(2030年)に131万人、そのうち49歳以下は28万人と見通される。

長期的に農業就業者数が下げ止まり、持続可能な農業構造が実現するよう、世代間バランスを改善するため農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、減少が続く基幹的農業従事者(49歳以下)の数を維持するとともに、雇用者(常雇い・49歳以下)が平成22年からの平成27年までの1/2程度の増加ペースで増加すること等を前提とすれば、49歳以下が37万人となる。

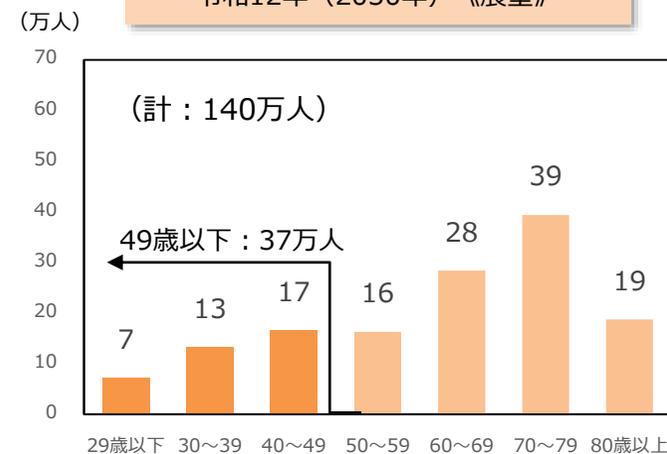
平成27年(2015年)《現状》



令和12年(2030年)《すう勢》

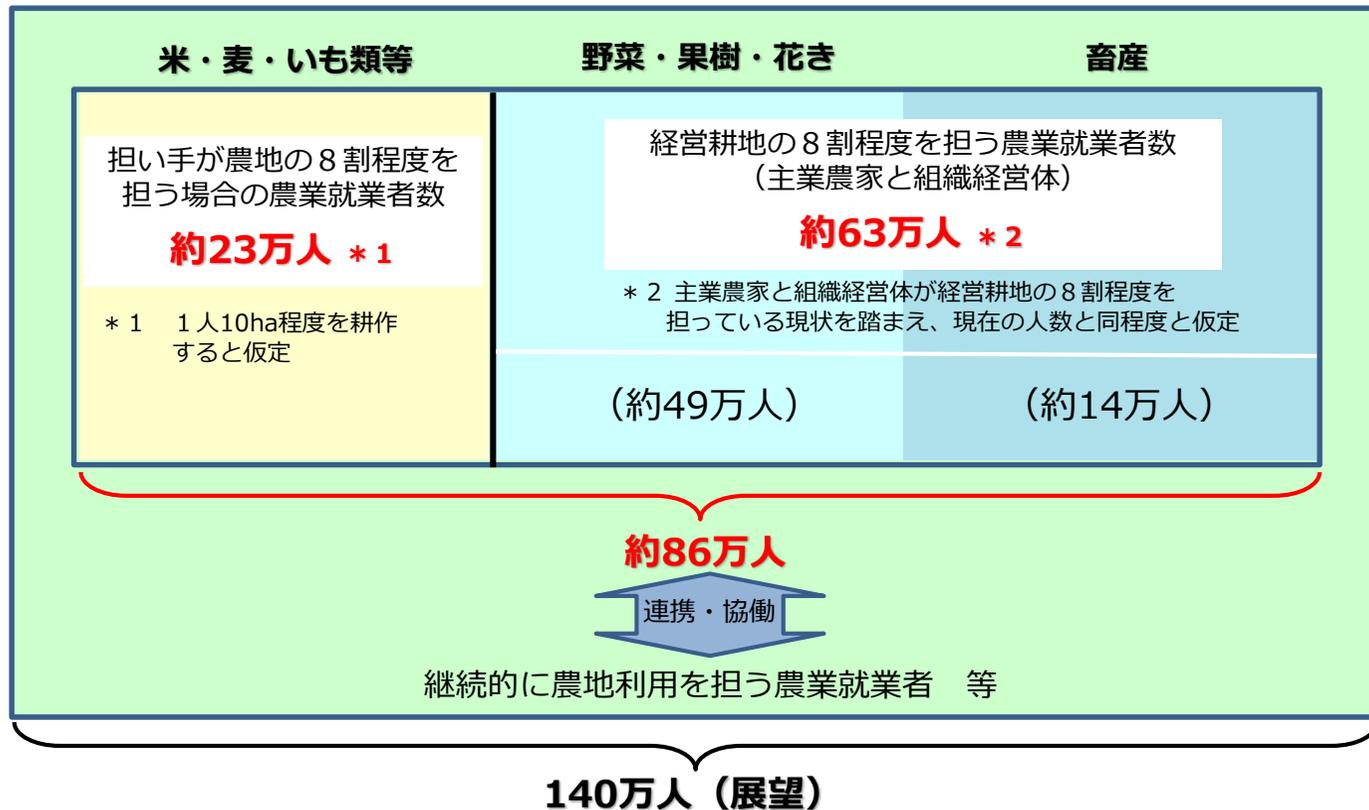


令和12年(2030年)《展望》



(備考) 農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)により作成。

令和12年(2030年)の農業就業者数のイメージ



(備考) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」(組替集計)により作成。